

令和3年度 第1回海老名市文化財保護審議会会議 次第

日 程 通知日から令和4年1月21日まで
(書面による開催)

議 題

(1) 海老名市文化財保護条例の一部改正について

【資料1～資料3】

海老名市文化財保護条例の一部改正について

1 概要

令和3年6月に文化財保護法の一部改正が行われ、地方登録文化財について規定された。

海老名市文化財保護条例（平成31年3月28日条例第8号）では、既に市の文化財登録制度を設けているところであるが、文化財保護法上の制度として、地方公共団体の条例による登録制度が位置づけられたことから、根拠となる条項を規定するため、一部改正を行いたい。

2 改正内容

第1条 法第182条第3項の規定に基づくことを規定する。

第7条 市登録文化財を登録することができる^(注)旨規定する。また既に国の登録文化財となっている文化財の除外規定を追加する。

^(注) 海老名市文化財台帳に登録状況を記載する旨施行規則に規定しています。

※別紙新旧対照表のとおり。

3 第7条改正の理由

文化財保護法において、地方登録文化財について「その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる」と規定された。

市で規定の「登録するものとする。」は弱いながらも該当となる文化財は登録について義務的な要素を含む。登録制度の趣旨としては、指定より緩やかな規制で文化財を保存し、活用を後押しするもので、個人所有の文化財について、特に財産権を尊重する必要がある。よって、市条例でも法改正にあわせ、指定と登録の規定について、文言を統一することとした。

また既に国登録文化財に登録済みの文化財は、市登録文化財には登録しないため。

4 施行予定

令和4年4月1日

【参考 文化財保護法抜粋】

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、登録有形文化財、重要無形文化財、登録無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財、登録有形民俗文化財、登録無形民俗文化財、史跡名勝天然記念物及び登録記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもの（前項に規定する指定を行つているものを除く。）のうち、その文化財としての価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該地方公共団体の文化財に関する登録簿に登録して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

※3項が新たに加わった条文です。

海老名市文化財保護条例（平成31年条例第8号）新旧対照表

新	旧
海老名市文化財保護条例	海老名市文化財保護条例
(目的) 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。） <u>第182条第2項及び第3項</u> の規定に基づき、海老名市（以下「市」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。） <u>第182条第2項</u> の規定に基づき、海老名市（以下「市」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする。
第2条—第6条 <略>	第2条—第6条 <略>
(登録) 第7条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（法、県条例 <u>若しくは第5条の規定による指定を受けたもの又は法の規定による登録を受けたもの</u> を除く。）のうち、市の歴史及び文化を知る上で必要であり、教育委員会が保存及び活用のための措置が必要と認めるものを次に掲げる海老名市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として <u>登録することができる</u> 。	(登録) 第7条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（法、県条例 <u>又は第5条の規定による指定を受けたもの</u> を除く。）のうち、市の歴史及び文化を知る上で必要であり、教育委員会が保存及び活用のための措置が必要と認めるものを次に掲げる海老名市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として <u>登録するものとする</u> 。
以下 <略>	以下 <略>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

海老名市文化財保護条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項及び第3項の規定に基づき、海老名市（以下「市」という。）の区域内に存する文化財について、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もって市民の郷土に対する理解を深めるとともに、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする。

(文化財の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化財 有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。
- (2) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料をいう。
- (3) 無形文化財 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
- (4) 民俗文化財 次に掲げるものをいう。
 - ア 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能又は民俗技術で、生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「無形民俗文化財」という。）
 - イ 無形民俗文化財に用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「有形民俗文化財」という。）
- (5) 記念物 次に掲げるものをいう。
 - ア 貝塚、古墳、城館跡、社寺跡、集落跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの

イ 庭園、湧泉その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの
ウ 動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び
地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高い
もの

（6）埋蔵文化財 土地に埋蔵されている文化財をいう。

（市の責務）

第3条 市は、文化財が郷土の歴史、文化又は自然を理解するため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上、発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう努めなければならない。

2 海老名市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、文化財の調査、その保存及び活用に関する情報の提供、市民等の自主的な活動の支援、その他の文化財の保存及び活用に関する施策を推進するよう努めなければならない。

3 教育委員会は、この条例の執行に当たっては、文化財の所有者その他の関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保存及び活用と他の公益との調整に留意しなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民等（市内に住所を有する者、市内に土地を有する者又は市内で事業を行う者をいう。以下同じ。）は、市及び教育委員会がこの条例の目的を達成するためを行う措置に協力するよう努めなければならない。

2 文化財の所有者及びその他の関係者は、文化財が市民にとって貴重な財産であることを認識し、これを公共のために適切に保存するとともに、これを公開するなどの活用に努めなければならない。

第2章 文化財の指定及び登録

（指定）

第5条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（法又は神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けたものを除く。）のうち、市の歴史及び文化を知る上で重要であり、市にとって

歴史上、芸術上、学術上又は觀賞上価値が高いものその他教育委員会が特に重要と認めるものを次に掲げる海老名市指定重要文化財（以下「市指定重要文化財」という。）に指定することができる。

- (1) 海老名市指定重要有形文化財 第2条第2号に該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定重要有形文化財」という。）
- (2) 海老名市指定重要無形文化財 第2条第3号に該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定重要無形文化財」という。）
- (3) 海老名市指定重要無形民俗文化財 第2条第4号アに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定重要無形民俗文化財」という。）
- (4) 海老名市指定重要有形民俗文化財 第2条第4号イに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定重要有形民俗文化財」という。）
- (5) 海老名市指定史跡 第2条第5号アに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定史跡」という。）
- (6) 海老名市指定名勝 第2条第5号イに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定名勝」という。）
- (7) 海老名市指定天然記念物 第2条第5号ウに該当するもののうち教育委員会が指定したもの（以下「市指定天然記念物」という。）

2 教育委員会は、市指定重要有形文化財、市指定重要有形民俗文化財、市指定史跡、市指定名勝及び市指定天然記念物（以下「市指定重要有形文化財等」という。）を指定するときは、あらかじめ指定しようとする有形文化財、有形民俗文化財及び記念物の所有者及び権原に基づく占有者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りでない。

3 教育委員会は、市指定重要無形文化財及び市指定重要無形民俗文化財（以下「市指定重要無形文化財等」という。）を指定するに当たっては、当該文化財の保持者又は保持団体（無形文化財又は無形民俗文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下「保持者等」という。）を認定しなければならない。

- 4 前項の規定により市指定重要無形文化財等の保持者等を認定するときは、あらかじめ認定しようとする無形文化財又は無形民俗文化財の保持者等（保持団体にあっては、その代表者）の同意を得なければならない。
- 5 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の指定をした後においても、当該市指定重要無形文化財等の保持者等として認定するに足りる者があると認めるときは、その者を保持者等として追加認定することができる。
- 6 第4項の規定は、前項の規定による追加認定について準用する。
- 7 教育委員会は、第1項の規定による指定、第3項の規定による認定又は第5項の規定による追加認定をしたときは、市指定重要有形文化財等にあってはその所有者に指定書を、市指定重要無形文化財等にあってはその保持者等に認定書を交付するものとする。

(告示等)

第6条 前条の規定による指定及び認定は、その旨を告示するとともに、市指定重要有形文化財等にあっては当該市指定重要有形文化財等の所有者等に、市指定重要無形文化財等にあっては当該市指定重要無形文化財等の保持者等として認定しようとする者（保持団体にあっては、その代表者）に通知して行う。ただし、前条第2項ただし書によるときは、告示のみを行うものとする。

- 2 前条の規定による指定及び認定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

(登録)

第7条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（法、県条例若しくは第5条の規定による指定を受けたもの又は法の規定による登録を受けたものを除く。）のうち、市の歴史及び文化を知る上で必要であり、教育委員会が保存及び活用のための措置が必要と認めるものを次に掲げる海老名市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として登録することができる。

- (1) 海老名市登録有形文化財 第2条第2号に該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「市登録有形文化財」という。）

- (2) 海老名市登録無形文化財 第2条第3号に該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「市登録無形文化財」という。）
- (3) 海老名市登録無形民俗文化財 第2条第4号アに該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「市登録無形民俗文化財」という。）
- (4) 海老名市登録有形民俗文化財 第2条第4号イに該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「市登録有形民俗文化財」という。）
- (5) 海老名市登録史跡 第2条第5号アに該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「市登録史跡」という。）
- (6) 海老名市登録名勝 第2条第5号イに該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「市登録名勝」という。）
- (7) 海老名市登録天然記念物 第2条第5号ウに該当するもののうち教育委員会が登録したもの（以下「市登録天然記念物」という。）

2 第5条第2項から第7項まで及び前条の規定は、前項の規定による文化財の登録について準用する。この場合において、第5条第7項の規定中「指定書」とあるのは「登録書」と読み替えるものとする。

（指定等の解除等）

第8条 教育委員会は、市指定重要文化財又は市登録文化財がその価値を失ったときその他特別の理由があるときは、その指定の解除又は登録の抹消をすることができる。

2 教育委員会は、市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財若しくは市登録無形民俗文化財（以下「市登録無形文化財等」という。）の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときその他特別の理由があるときは、その認定を解除することができる。

3 市指定重要文化財が法又は県条例の規定による指定を受けたときは、当該市指定重要文化財の指定は、解除されたものとする。

- 4 市登録文化財が法、県条例若しくはこの条例の規定による指定を受けたとき又は法の規定による登録を受けたときは、当該市登録文化財の登録は、抹消されたものとする。
- 5 第1項の規定による指定の解除又は登録の抹消、第2項の規定による認定の解除、第3項の規定による指定の解除及び前項の規定による登録の抹消の告示等については、第6条の規定を準用する。
- 6 前項で準用する第6条第1項の規定による指定の解除又は登録の抹消の通知を受けた者は、速やかに指定書、認定書又は登録書を教育委員会に返納しなければならない。
- 7 市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者が死亡したとき又はその保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）は、当該保持者等の認定は解除されたものとし、その保持者のすべてが死亡したとき又はその保持団体のすべてが解散したときは、当該市指定重要無形文化財等の指定は解除され、市登録無形文化財等の登録は抹消されたものとする。この場合において、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

第3章 文化財の保存及び管理

(所有者の管理義務及び管理責任者の選任)

第9条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財、市登録有形民俗文化財、市登録史跡、市登録名勝若しくは市登録天然記念物（以下「市登録有形文化財等」という。）の所有者等は、この条例に従い、当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等を管理しなければならない。

2 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者は、文化財の適切な管理のため必要があるときは、専ら自己に代わり当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の管理の責に任すべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

ない。管理責任者を変更し、又は解任したときも同様とする。

4 第1項の規定は、管理責任者について準用する。

(所有者の変更等の届出)

第10条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者又は権原に基づく占有者が変更したときは、所有者又は新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、毀損等の届出)

第11条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者（管理責任者があるときは、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の場所の変更等の届出)

第12条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者（管理責任者があるときは、その者）は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

2 市指定史跡、市指定名勝若しくは市指定天然記念物の指定又は市登録史跡、市登録名勝若しくは市登録天然記念物の登録の所在地、地目又は地積に異動があったときは、当該土地の所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(保持者の氏名変更等の届出)

第13条 市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者が氏名若しくは住所を変更したとき又は死亡したときその他教育委員会規則で定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

らない。

- 2 市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、又は解散したときは、保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（管理、修理又は保存に関する勧告等）

第14条 教育委員会は、市指定重要有形文化財等の管理が適当でないため当該市指定重要有形文化財等が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを盗み取られるおそれがあると認めるときは、市指定重要有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、その管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 教育委員会は、市指定重要有形文化財等が毀損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、市指定重要有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の保持者等に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

（補助金の交付）

第15条 市指定重要有形文化財等の管理、修理又は復旧のために多額の費用を要し、市指定重要有形文化財等の所有者又は管理責任者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者又は管理責任者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することができる。

- 2 市は、市指定重要無形文化財等の保持者等に対し、その保存に要する費用の一部に充てさせるため、予算の範囲内において補助金を交付することができる。
- 3 教育委員会は、前2項の規定による補助金を交付する場合には、その補助の条件として管理、修理、復旧又は保存に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理、修理、復旧又は保存について指揮監督することができる。

(現状変更等の制限)

第16条 市指定重要有形文化財等に關しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を行おうとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については教育委員会規則で定める維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置をとるとき及び保存に影響を及ぼす行為については影響が軽微であるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、条件として現状変更等に關する必要な指示をすることができる。

3 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、当該許可に係る現状変更等の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

(現状変更等の届出)

第17条 市登録有形文化財等に關し現状変更等を行おうとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の届出に係る現状変更等に關し指示をすることができる。

(修理の届出)

第18条 市指定重要有形文化財等を修理しようとするときは、所有者又は管理責任者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第15条第1項若しくは第2項の規定による補助金の交付又は第16条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項の届出に係る修理に關し技術的な指導及び助言をすることができる。

(報告及び調査)

第19条 教育委員会は、必要があるときは、市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の現状、管理、修理又は復旧の状況について報告を求め、及び所有

者等又は管理責任者の同意を得て立入調査を行うことができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第20条 市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の所有者又は管理責任者を変更したときは、新所有者又は新管理責任者は、この条例に基づいてする教育委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者又は旧管理責任者の権利義務を承継する。

2 前項の場合において、旧所有者は、新所有者に対して当該市指定重要有形文化財等又は市登録有形文化財等の引き渡しと同時にその指定書又は登録書を引き渡さなければならない。

第4章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財の保護への協力)

第21条 市民等は、埋蔵文化財の現況調査、発掘調査の実施等、教育委員会が埋蔵文化財の保護上必要があると認める措置に協力するよう努めなければならない。

(土木工事等に係る埋蔵文化財に関する照会、協議等)

第22条 教育委員会は、市の区域内において、土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で土地の掘削等を行おうとする者から埋蔵文化財に関する照会があった場合は、その取扱いについて回答するものとする。

2 教育委員会は、法第93条第1項において準用する法第92条第1項の規定による届出又は法第94条第1項の規定による通知で、県条例及び神奈川県文化財保護条例の施行等に関する規則（昭和51年神奈川県教育委員会規則第14号）の規定により市が処理することとされた届出又は通知を受理したときは、当該届出又は通知に係る埋蔵文化財の現況を調査（試掘調査を含む。以下「現況調査」という。）し、並びに当該埋蔵文化財の取扱い及び事業計画等について、当該届出をした者又は通知をした者と協議を行うものとする。

3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があると認める場合には、同項に規定する届出又は通知を受理する前に、現況調査を行うことができる。

第5章 文化財の活用

(教育委員会による活用)

第23条 教育委員会は、法、県条例又はこの条例の規定により指定又は登録を受けた文化財の所有者等若しくは管理責任者又は保持者等の同意を得た上で、その活用に努めるものとする。

(勧告に基づく公開)

第24条 教育委員会は、市指定重要有形文化財等の所有者等又は管理責任者に対し、教育委員会が行う公開の用に供するため、当該市指定重要有形文化財等の出品又は公開を勧告することができる。この場合において、出品又は公開の期間は、教育委員会と所有者等又は管理責任者との合意に基づく期間とする。

2 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の保持者等に対し、教育委員会が行う公開の用に供するため、当該市指定重要無形文化財等の公開を勧告することができる。この場合において、公開の期間は、教育委員会と保持者等との合意に基づく期間とする。

3 教育委員会は、市指定重要有形文化財等の所有者又は管理責任者に対し、3月以内の期限を限って、当該市指定重要有形文化財等の公開を勧告することができる。

4 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の保持者等に対し、当該市指定重要無形文化財等の公開を勧告することができる。

5 教育委員会は、市指定重要無形文化財等の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

6 教育委員会は、第1項の規定により市指定重要有形文化財等が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定重要有形文化財等の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

7 教育委員会は、第3項の規定による公開及び当該公開に係る市指定重要有形文化財等の管理に関し必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

8 第3項の規定による公開の場合を除き、市指定重要有形文化財等の所在の場所を変更してこれを公開の用に供するため第12条第1項の規定による届出があった場合

は、前項の規定を準用する。

(標識等の設置)

第25条 教育委員会は、文化財を活用する上で必要があると認める場合は、文化財の所有者等の同意を得て、標識、説明板その他の施設を設置することができる。

(学習機会の提供)

第26条 教育委員会は、市民が文化財に親しみ、文化財についての理解及び関心を深めることができるように、学習の機会の提供に努めるものとする。

(人材等の育成)

第27条 教育委員会は、地域で文化財を継承していく環境づくりを目指すため、文化財の保存及び活用の実践的な活動をする人材及び団体の育成に努めるものとする。

第6章 文化財保護審議会

(設置等)

第28条 文化財の適切な保存及び活用を図るため、法第190条第1項の規定に基づき教育委員会に海老名市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項について教育委員会に建議することができる。

3 教育委員会は、次に掲げる事項について、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 法第183条の3第1項に規定する文化財保存活用地域計画の作成
- (2) 市指定重要文化財の指定及びその解除
- (3) 市指定重要無形文化財等又は市登録無形文化財等の保持者等の認定及びその解除

(4) 市登録文化財の登録及びその抹消

(5) 前各号に掲げるもののほか、文化財の保存及び活用に関する重要な事項

4 前項の規定にかかわらず、第8条第3項又は第7項の規定に該当するときは、審議会への諮問を要しない。

(組織)

第29条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、文化財に関し識見を有する者から教育委員会が委嘱する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 特別の事項を調査審議するため、必要があると認めるときは、教育委員会の委嘱により、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議の終了までとする。

(審議会の会議等)

第30条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第31条 審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第32条 審議会は、専門的事項を調査研究するため、部会を置くことができる。

- 2 部会には必要に応じ、教育委員会の委嘱により、文化財の専門的事項に識見を有する専門委員を置くことができる。
- 3 部会の構成は、委員1名以上及び専門委員とし、部会長は委員の中から選出する。

- 4 部会長は、部会を総理し、部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 部会は、部会の構成員となる委員及び専門委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 部会長は、部会の調査研究結果等を審議会に報告する。
- 7 専門委員の任期は、委員の任期を超えない期間とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 補則

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の海老名市文化財保護条例（次項において「改正前の条例」という。）第3条の規定により、次の表の左欄に掲げる種別に指定されている文化財は、この条例による改正後の海老名市文化財保護条例（次項において「改正後の条例」という。）第5条の規定により、それぞれ同表の右欄に掲げる文化財として指定されたものとみなす。

指定重要文化財	市指定重要有形文化財 市指定重要無形文化財 市指定重要無形民俗文化財 市指定重要有形民俗文化財
指定史跡名勝天然記念物	市指定史跡 市指定名勝 市指定天然記念物

- 3 この条例の施行の際、現に改正前の条例第13条第3項の規定により委嘱されている海老名市文化財保護委員は、改正後の条例第29条第1項の規定により委嘱された

海老名市文化財保護審議会委員とみなす。

(海老名市文化財保存整備委員会条例の廃止)

4 海老名市文化財保存整備委員会条例（平成16年条例第4号）は、廃止する。